



各 位

会 社 名 **ジャパンパイル株式会社**
代表者名 代表取締役社長 黒瀬 晃
(コード番号 5288 東証第一部)
問合せ先 社長室長 道券 宏之
(TEL 03-5843-4166)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 10 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることになり、新たに責任限定契約を締結することができることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 27 条と第 35 条の一部を変更するものです。

なお、定款第 27 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 定款変更の日程

平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 10 回定時株主総会において承認可決後、効力を発生するものいたします。

なお、本件定款の一部変更の他に、持株会社体制への移行に伴う定款変更(商号及び事業目的の変更)を予定しており、同日定時株主総会において承認可決後、平成 27 年 10 月 1 日に効力発生するものとしております。詳しくは平成 27 年 5 月 22 日公表の「会社分割による持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約締結及び定款の変更(商号及び事業目的の変更)に関するお知らせ」をご覧ください。

以 上

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 当社は、取締役会の決議によって取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条 当社は、取締役会の決議によって監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>